令和３年７月２９日

まちづくり委員会資料

末吉橋架替事業の施行協定の変更について

建 設 緑 政 局

末吉橋架替事業の施行協定の変更について

1　事業の目的

末吉橋は、1級河川鶴見川に架かる重要橋りょうで横浜市が管理しており、上り車線が昭和25年、下り車線が昭和39年に建設され老朽化が進行しております。また、第一次緊急輸送道路に位置付けておりますが、車道が狭く慢性的な渋滞が発生しているとともに、狭い歩道も歩行者の安全な通行に支障をきたしています。

これらの改善を図るため、川崎市と横浜市の共同事業として末吉橋の架替えを行い、老朽化による損傷を解消するとともに、通行環境の改善により交通の円滑化を図り、歩行者の安全性を確保するものです。

2　事業の効果

・歩道の幅員を1.5mから3.75mに拡幅することにより、歩行者の安全が確保されます。

・車道の右折帯を川崎市側で新たに100m整備し、横浜市側で30m延伸することにより、交通渋滞が軽減されます。

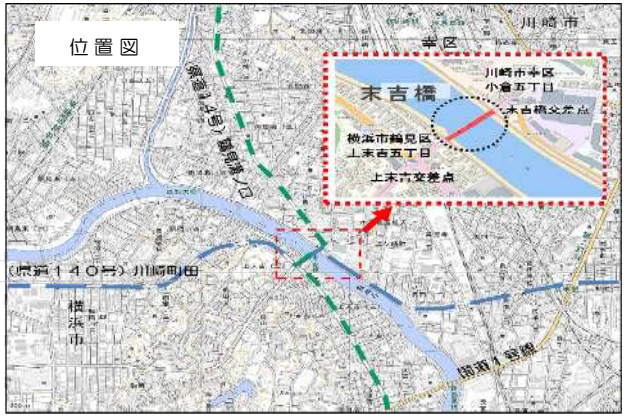

3　事業の概要

・路線名　：県道鶴見溝ノ口、県道川崎町田
・道路延長：橋りょう部　L＝108m
　　取付道路部　L＝35.2m
・幅員　　：橋りょう部　W＝18．8m
　　取付道路部　W＝18m
・橋梁形式：3径間プレビーム合成桁橋
・施行主体：横浜市
・事業費　：総額68億円
　　※本市の負担割合は1／2
・事業期間：平成30年1月19日から令和11年3月31日まで
　　※現在は令和元年度に締結した変更施行協定にもとづいて施行中

4　事業スケジュール

令和3年度は、主に旧橋撤去と仮設工（仮橋の設置）を行います。

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
準備工・浚渫工・仮設工・旧橋撤去									
					下部工				
						上部工（橋げたの工場製作含む）			

5　道路計画

橋の幅員を13．3mから18．8mに拡幅します。（歩道3．75m、車道3．25m、右折レーン3m）

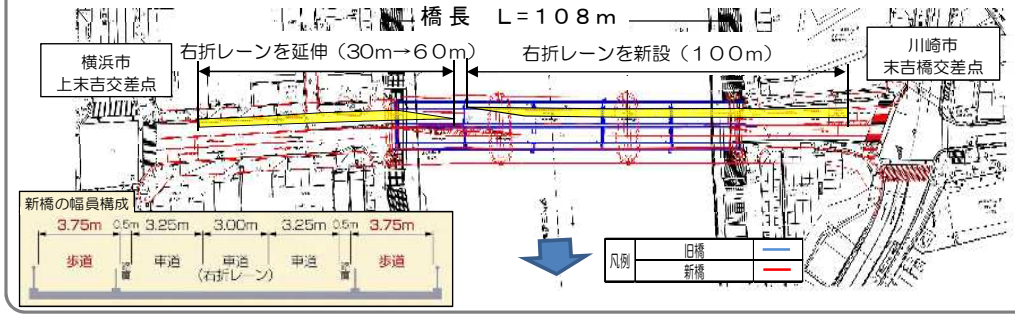

6　事業の進捗状況

現在は、車、自転車、歩行者の通行を維持しながら仮橋を設置し、車道切替の準備を進めています。

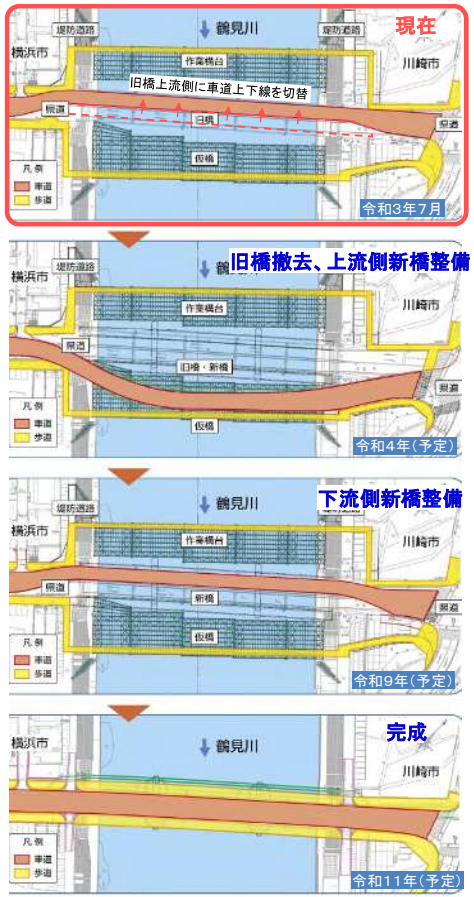

7　新たな課題への対応

事業の進捗に伴い、当初予期できなかったいくつかの課題が発生し、対応について検討しています。

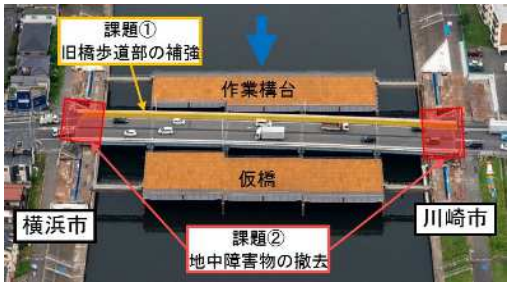

課題①：旧橋歩道部の補強

旧橋上流側に上下線の車道を切替える際、旧橋歩道部のコンクリート床版では車両の交通荷重に耐えられないことが判明。

炭素繊維による床板補強を追加

課題②：地中障害物の撤去

橋台部分の鋼矢板の施工に際し、設置予定箇所からコンクリート殻等が確認され、当初の工法だけでは施工を継続できないことが判明。

地中障害物の撤去工を追加

これらの課題を解決するため、施行協定額の変更が必要となります。